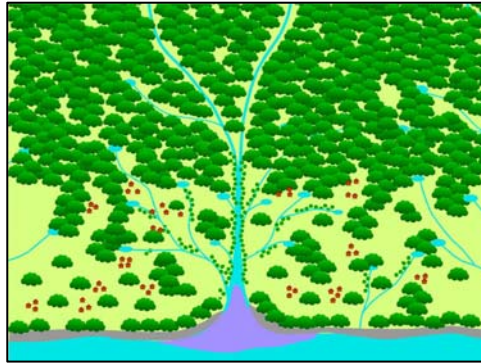


## 生態系ネットワークの形成について

○ 生態系ネットワークの形成とは、分断され孤立した自然を、生き物が移動・生息できるように在来種による緑地や生息に適した水辺を適切に配置することによってつなぎ、地域本来の生態系を保全し再生していくこと。



【地域本来の生態系】



【開発により生態系が分断・孤立し、生息生育環境が危険な状態】

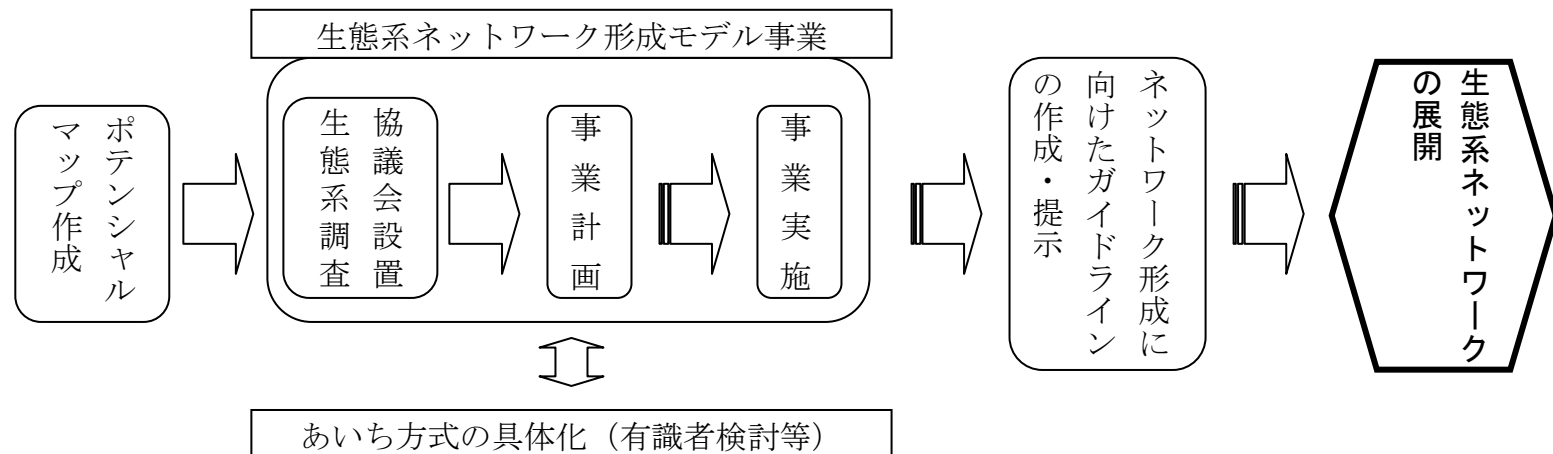


【ネットワークされた姿：緑地や水辺を適切に配置し、生態系の分断・孤立が解消された状態】

■本県の独自性・基本戦略⇒「開発と生物多様性の保全との調和」⇒代償ミティゲーションとの組合せ〔あいち方式（P2）〕

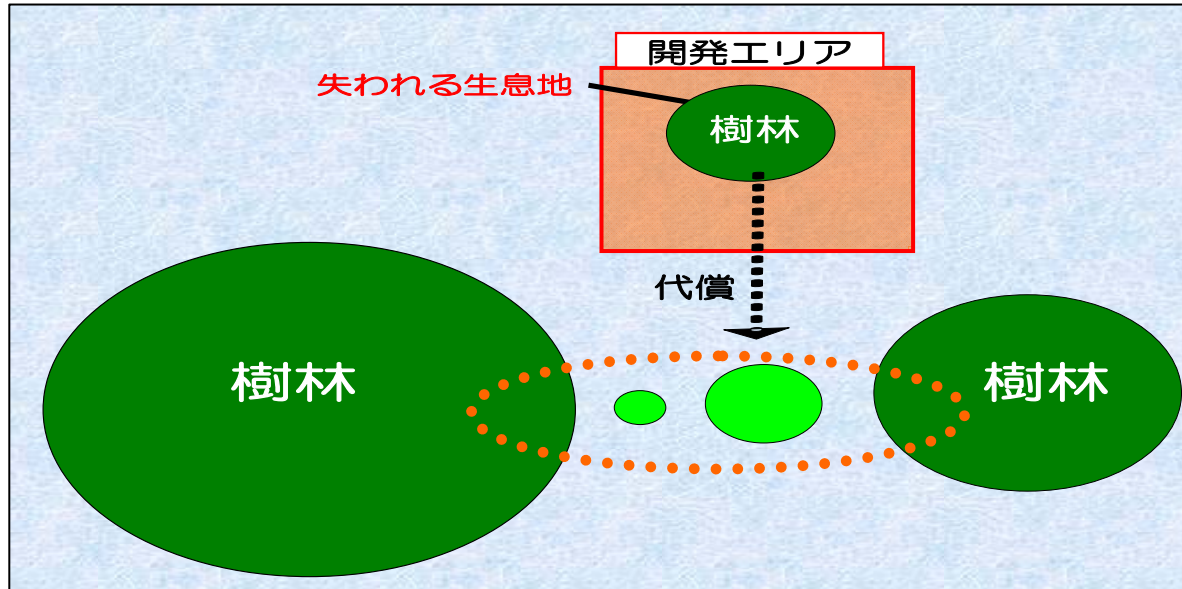
### ■基本的な進め方

モデル事業（平成22年度から3地域で実施中⇒P3）や有識者による検討等の結果を踏まえ、ガイドラインを作成し、事業の展開を図っていく。



■ あいち方式（＝「生態系ネットワーク」と「代償ミティゲーション」の組合せ）

- ・ 開発による生物多様性の損失を、「生態系ネットワーク」の形成に役立つ場所で代償
- ・ 代償用地として公的用地（公有地その他、大学、企業、共有地など生態系ネットワークづくりに賛同して提供された土地）を活用



〈効果〉

- ① 開発の機会を活用して、生態系ネットワーク形成を推進
- ② 無償で提供された土地の使用により、代償行為の簡便化、ひいては環境と調和した産業の発展

○ 取組のイメージ

- ・ 里山林において、手入れ（間伐など）の実施
- ・ 公園や学校等において、ビオトープの創出
- ・ 人工林から多様な樹木からなる混交林への転換
- ・ 外来種の除去等

《代償ミティゲーション》

- ・ 開発による生物多様性の損失を開発者自身が代償する制度
- ・ 開発エリア内で実施が困難な場合、第三者の土地を利用して実施
- ・ 欧米では、数十年前から義務づけられているが、我が国ではまだ制度化されていない

